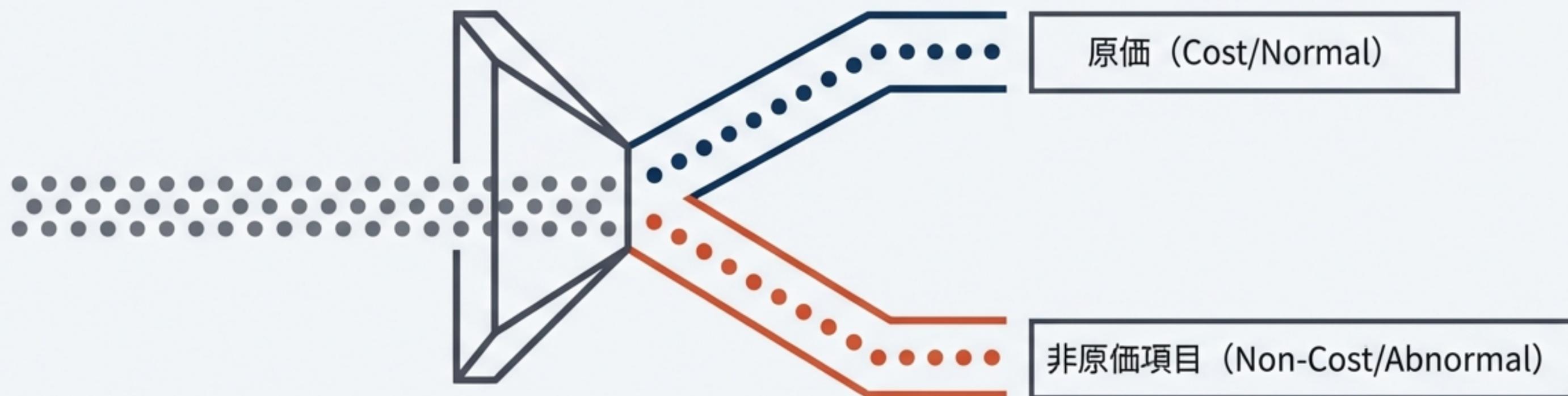


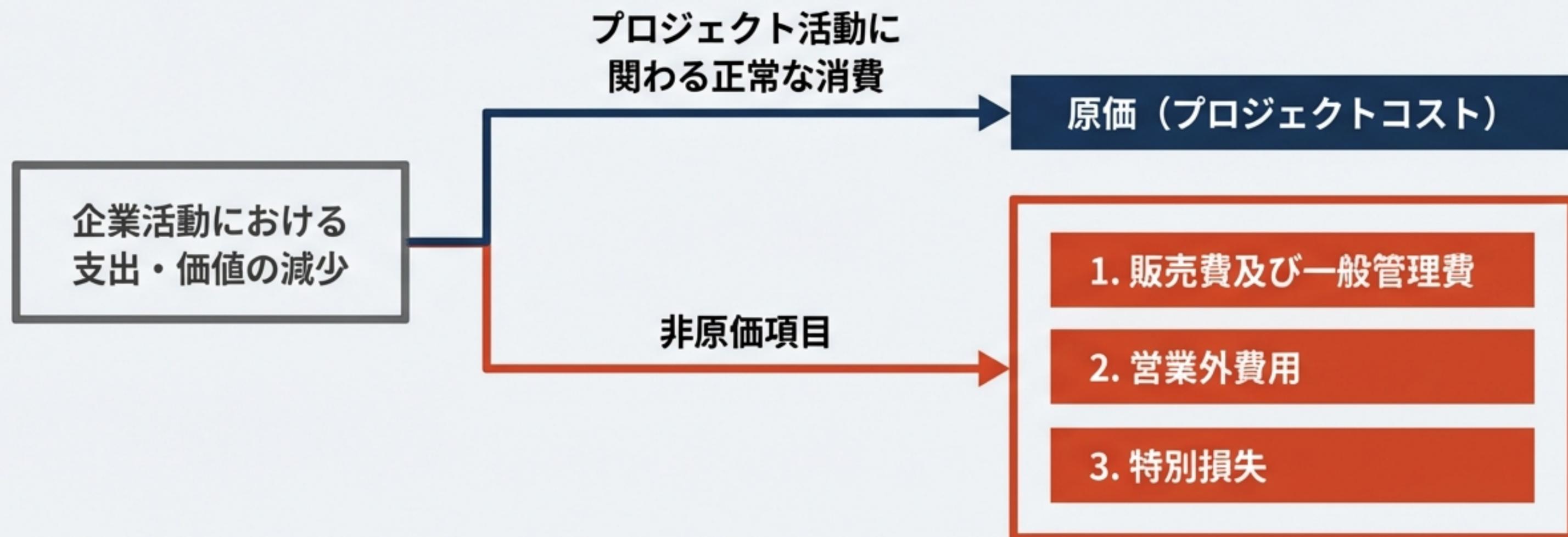
# プロジェクト別原価計算の核心：「非原価項目」完全理解ガイド

原価に「含めるべきもの」「含めざるべきもの」の判断基準と実務リファレンス

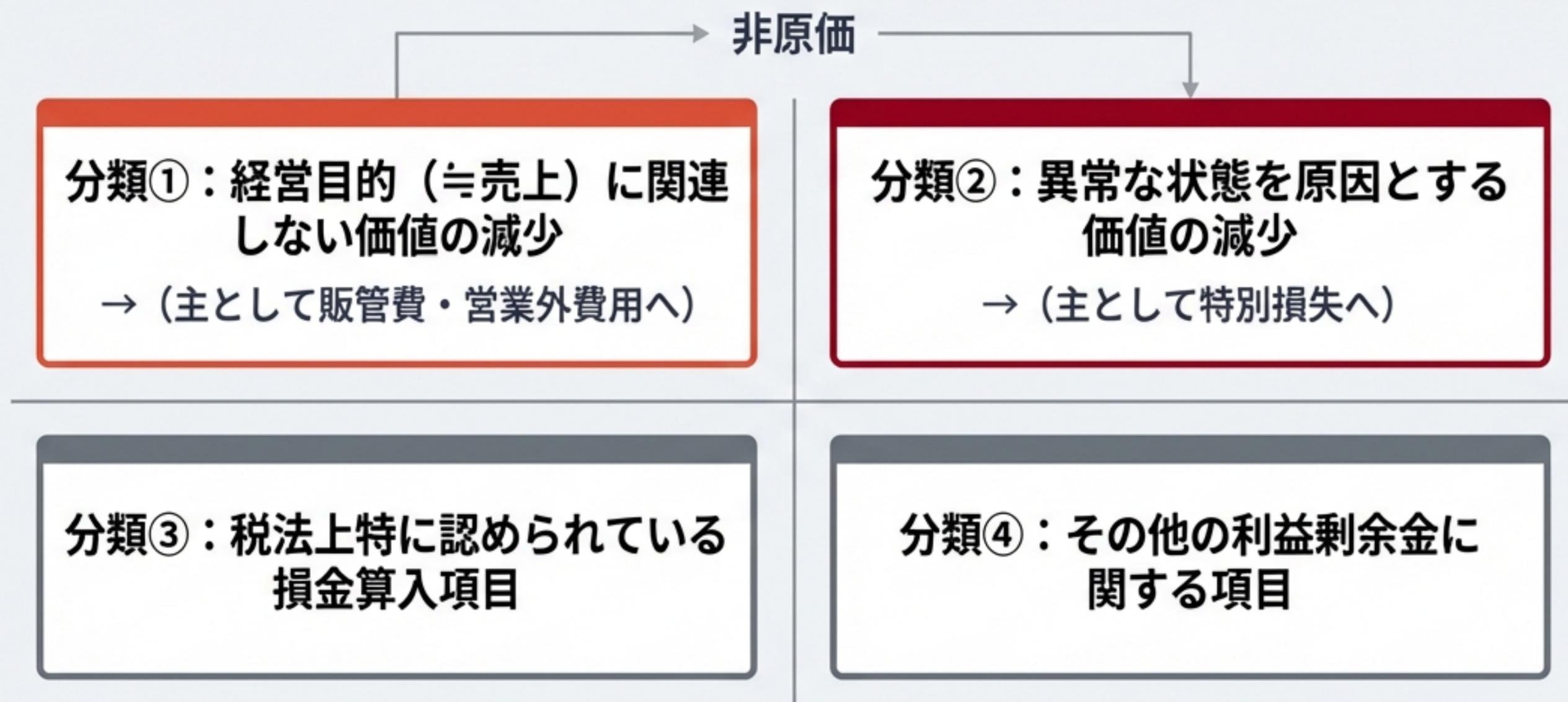


# 原価に算入しない項目＝「非原価項目」

原価計算制度において、プロジェクトの原価に含めてはならない費用を「非原価項目」と呼びます。これらはプロジェクト原価（製造原価）を構成せず、財務会計上の別の区分に計上されます。



# 非原価項目の全体像：4つの分類



実務上、プロジェクト原価の計算において特に判断に迷うのは「分類①」と「分類②」の境界線です。次項より、それぞれの具体例をブレイクダウンします。

## 分類①：経営目的に関連しない価値の減少

### 【資産関連】



- 投資資産（不動産、有価証券、貸付金等）
- 未稼働の固定資産
- 長期にわたり休止している設備

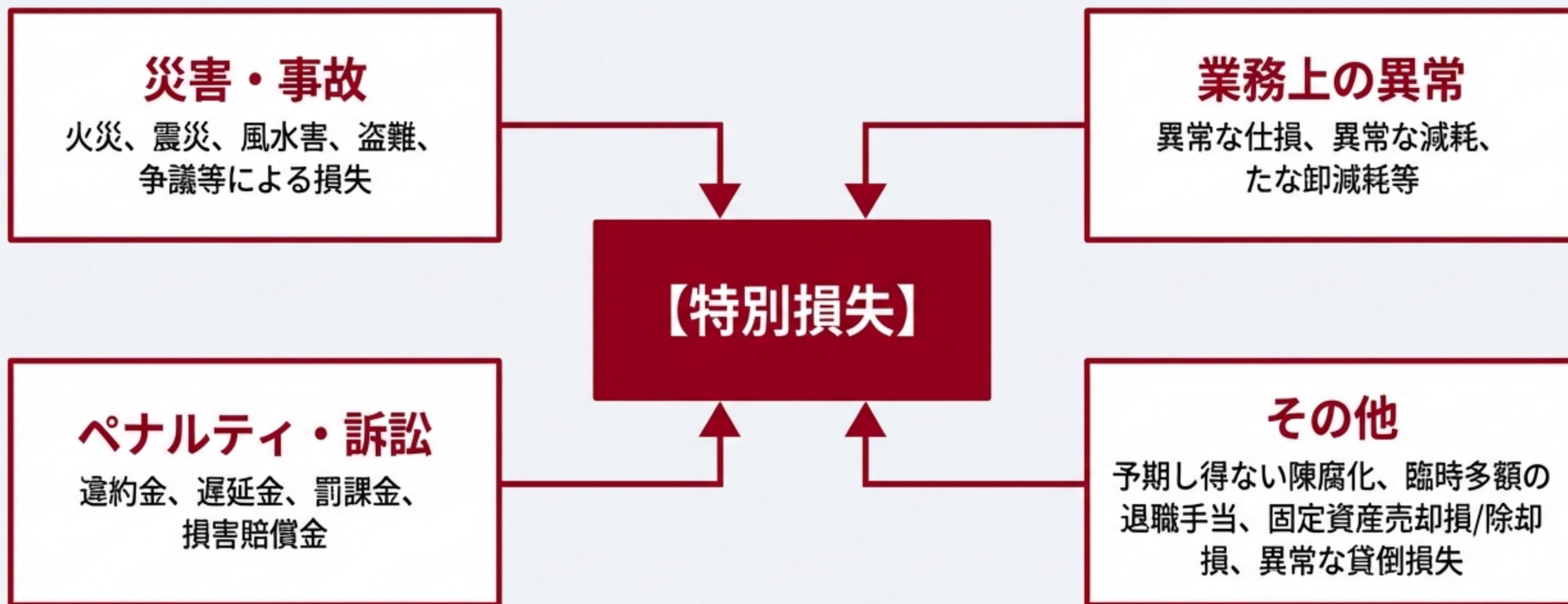
### 【財務・資金調達関連】



- 寄付金
- 支払利息、割引料
- 社債発行費償却、株式発行費償却、設立費償却、開業費償却
- 支払保険料等の財務費用

プロジェクトの「売上（経営目的）」に直接貢献しない資産の維持費や、全社的な資金調達にかかるコストは、個別のプロジェクト原価には算入しません。

## 分類②：異常な状態を原因とする価値の減少



これらはプロジェクトの「正常な活動」によるものではないため、プロジェクトの原価（赤字要因）としては処理せず、企業全体の「特別損失」等として切り離します。

# 分類③&④：税法上の特例と利益剰余金関連

## 【分類③：税法上の特例】

租税特別措置法による償却額のうち、通常の償却範囲額をこえる額（特別償却、割増償却など）。

## 【分類④：利益剰余金に関する項目】

- 法人税、所得税、都道府県民税、市町村民税
- 配当金
- 任意積立金繰入額

これらは税金費用や剰余金処分に関する項目であり、プロジェクトの製造活動やサービス提供活動のコストを構成するものではありません。

# ディープダイブ：「原価性」を分ける境界線

## [原価性あり]

- ▶ 特徴: 通常の製造活動で「毎期経常的」に生じるもの。発生が「不可避」であるもの。
- ▶ 扱い: 原則として売上原価（製造原価）に算入。

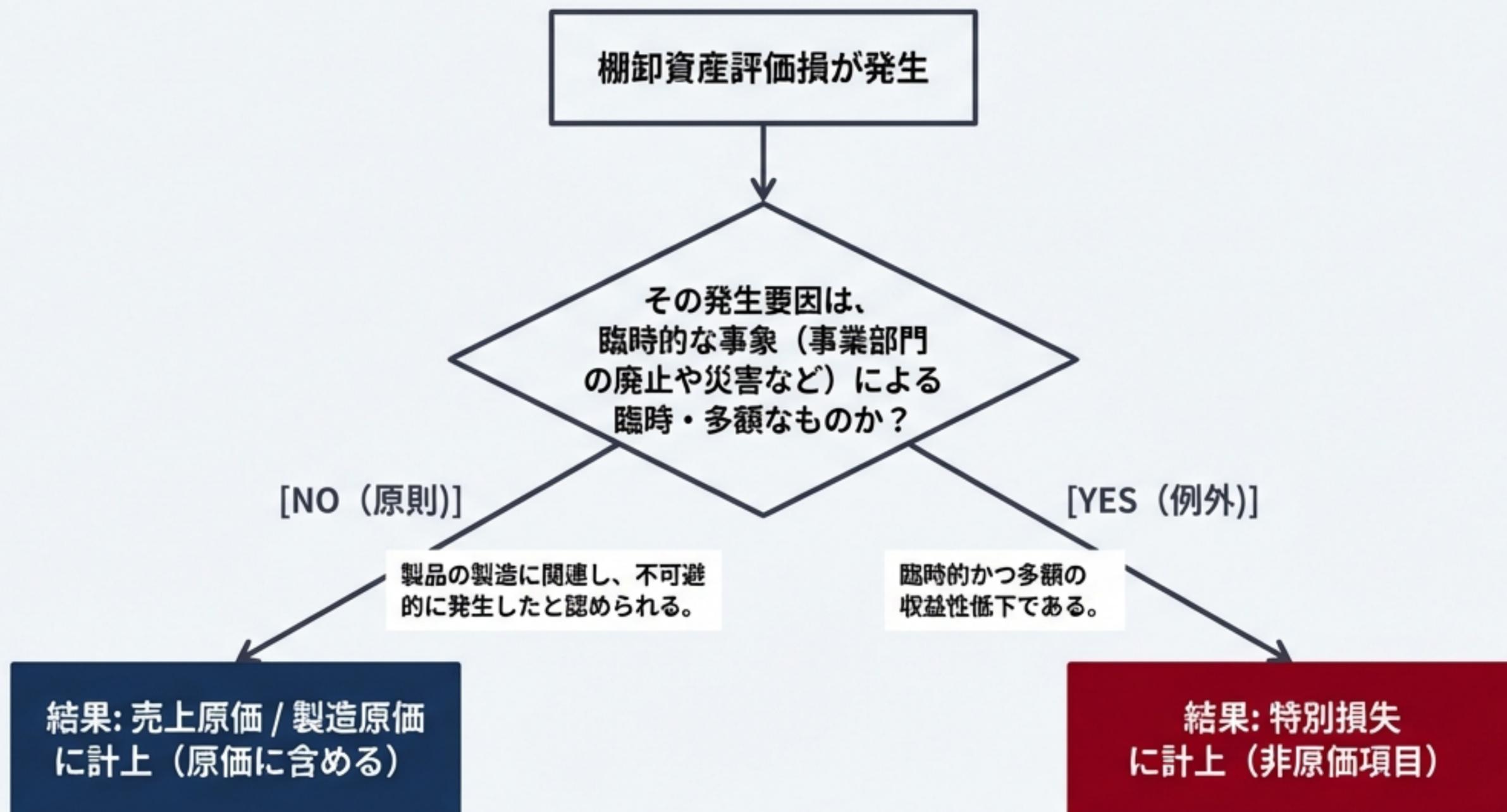


## [原価性なし = 非原価項目]

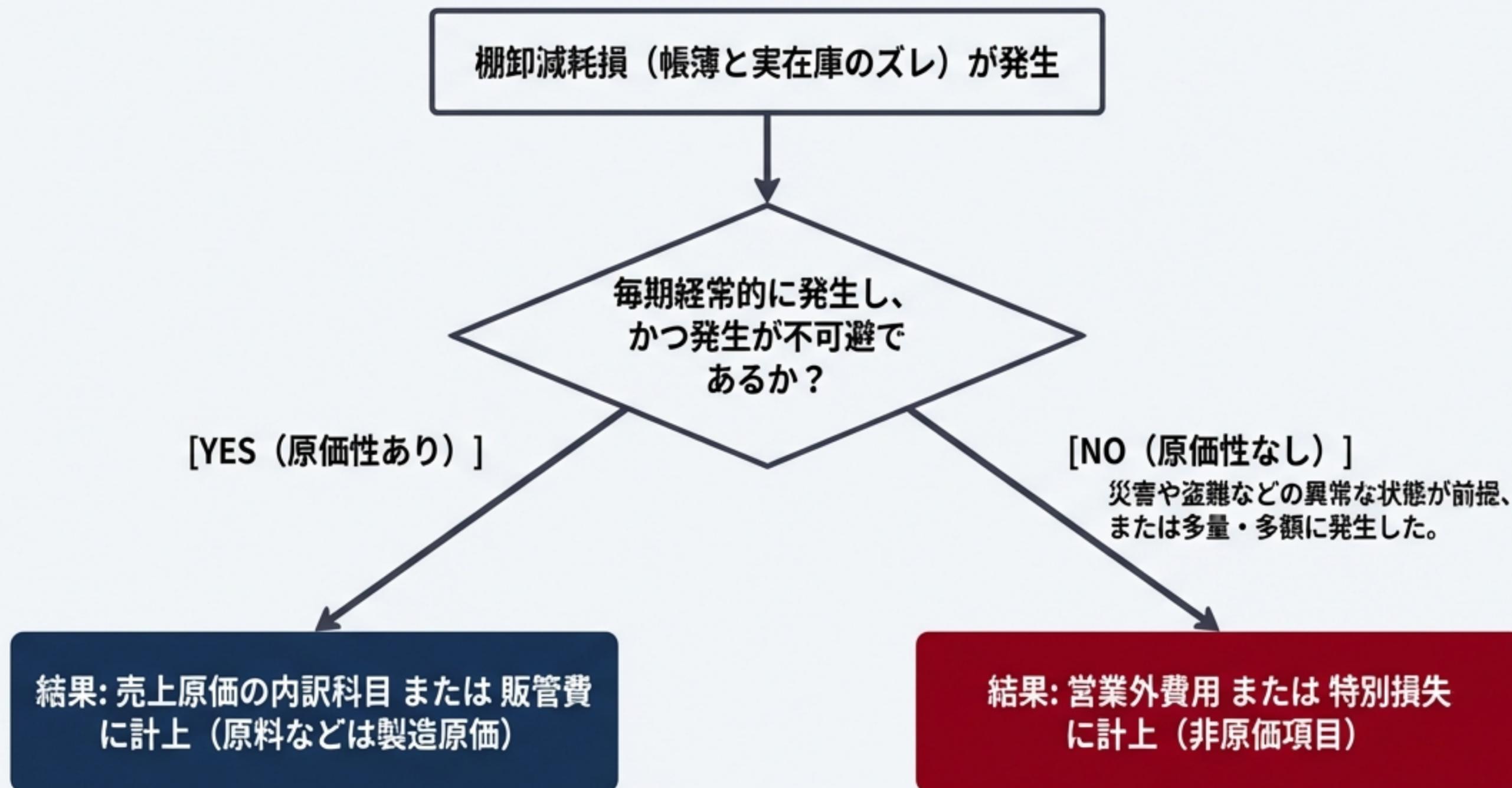
- ▶ 特徴: 「異常な状態」を原因とするもの。劣化、破損、災害など。
- ▶ 扱い: 営業外費用 または 特別損失として処理。

製造途中の失敗（仕損）や、数量の目減り（減耗）が発生した場合、「それはプロジェクトにおいて避けられない正常なものか？」が、原価に含めるか否かの唯一の判断基準となります。

# 実務判定フローA：棚卸資産評価損



# 実務判定フローB：棚卸減耗損



## 補足：サービス業（IT・コンサル等）における適用

プロジェクト別原価計算が適用されるサービス業においても、異常な原因によって生じる損失は「非原価項目（営業外費用・特別損失）」として扱われます。プロジェクトの赤字として抱え込むべきではありません。

### インフラ喪失



サービス提供のための施設・  
設備の火災、震災等による損失

### セキュリティ・ コンプライアンス



情報漏洩や横領などの  
不正行為による損失

### 法的トラブル



プロジェクトに係る  
損害賠償等に係る損失

# クイック・リファレンス：原価判定シート

[プロジェクト原価に含めるもの]	[非原価項目：除外するもの]
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 経営目的に関連する正常な支出</li><li>✓ 不可避・経常的に発生する仕損・減耗</li><li>✓ プロジェクトの目的に直結する費用</li><li>✓ 正常な生産活動に伴う棚卸減耗</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✗ [資産・財務]: 未稼働資産、投資、支払利息、寄付金、有価証券評価損、貸倒損失 → 販管費/営業外費用</li><li>✗ [異常事態]: 災害、盗難、損害賠償、異常な仕損/減耗、火災・風水害等の偶発的事故による損失 → 特別損失</li><li>✗ [税金・利益]: 法人税、住民税、事業税、配当金、特別償却、任意積立金繰入額 → 法人税等/剰余金</li></ul>

迷った時の合言葉：「それはプロジェクトの目的に直結し、かつ正常・不可避なものか？」